

令和元年

7月21日



参議院 岡山県選挙区選挙 投票日  
比例代表選挙

## 投票方法

- **選挙区選挙** >>> **候補者名** を記入  
(薄い黄色の投票用紙)
- **比例代表選挙** >>> **候補者名** 又は  
**政党等名** を記入  
(白色の投票用紙)

比例代表選挙では、政党等が作成する候補者名簿に登載された候補者名又は政党等名のいずれかを記入して投票してください。

※今回の選挙から、**比例代表選挙において特定枠制度が導入**されます。  
特定枠制度については**裏面**をご覧ください。>>>

岡山県選挙管理委員会

お問い合わせ先

岡山県選挙管理委員会事務局 電話 086-226-7273 FAX 086-221-5394

URL <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/156/>

# 参議院比例代表選挙において、 **特定枠制度**が 導入されました！



## 特定枠制度とは？

全国的な支持基盤を有するとはいえないが国政上有為な人材や、民意を媒介する政党がその役割を果たす上で必要な人材が当選しやすくなるよう、導入された制度です。

※特定枠制度を利用するかどうかは政党等が判断します。

## 特定枠制度の概要

### 1 投票所における掲示

特定枠の候補者の氏名及び順位は、「優先的に当選人となるべき候補者」として特定枠以外の候補者と区分して、特定枠以外の候補者の次に掲載されます。(病院、老人ホーム等での不在者投票の場合、投票記載場所に氏名等の掲示はありません。)

### 2 特定枠に記載されている候補者名を記載した投票の取扱い

**特定枠の候補者名を記載した投票は**、その候補者を届け出た**政党等の有効投票**とみなされます。

### 3 候補者の間における当選順位

特定枠の候補者があるとき、その政党等における当選人は、次のとおり定められます。

- まず、特定枠に記載された候補者から名簿記載順のとおり当選人とします。
- その次に、これ以外の候補者のうち得票数（候補者個人の得票数）の最も多いものから順次当選人とします。